

防火材料安全性向上ガイドライン（案）概要
＜事前周知用＞

今般、『防火材料の安全性向上に関するガイドライン』を令和8年3月末に公表する予定としていますが、ポイントは以下のとおりです。

- 不燃材料に係る大臣認定を取得した吹付けウレタンフォームの燃焼性状に関する情報提供が国土交通省にありました。

このため、「不燃ウレタン」における防火材料としての性質を把握するとともに、既存認定及び既存建築物の取扱いについて、外部有識者のもと実験を含む検討を実施してきました。[P1参照](#)

- これまで、

- ・ 検討の結果から、「不燃ウレタン」における燃焼の拡大は、閉鎖的な条件下に限られていること [P6～8参照](#)
- ・ 製造者等への聞き取りから、閉鎖的な条件下の室であらわしの「不燃ウレタン等」が使用されることは多くはないと考えられること [P9参照](#)

が分かっています。また、「不燃ウレタン等」は、発熱性試験により一定の性能を有しており、「不燃材料等」に適合することが確認されています。[P5参照](#)

- ガイドライン（案）では、主に以下3点を示しています。

- ① 「不燃ウレタン等」の既存認定は、今後、認定内容の変更を行い、「不燃材料等」として令和8年10月以降に着工する建築物に新たに使用する場合、無機系材料で被覆することを条件とすること。[P5,6参照](#)
- ② 「ウレタン等」について新たに大臣認定を取得する場合、発熱性試験によらず模型箱試験等で性能を確認する予定であること。[P6～8参照](#)
- ③ 既存建築物について、「不燃ウレタン等」が使用されていることに法令上の問題はないものの、建物所有者等が安全性向上に取り組むかどうかについて検討する場合は、改修推奨フロー等を参考に判断されたいこと。[P9,10参照](#)

- 詳細については、ガイドライン（案）をご参照ください。

※本紙における「」書きの用語は、ガイドライン（案）第2の定義によります。

また、に記載のページ番号は、ガイドライン（案）のページです。